

# 報告 1

## 令和元年度甲賀・湖南成年後見センターぱんじー事業計画

### 【総合的な方針】

#### I. 成年後見制度利用促進基本計画に伴う「ぱんじー」の役割の明確化

平成 28 年に施行された成年後見制度利用促進法に基づき、内閣府に設置された利用促進委員会の示す成年後見制度利用促進基本計画では、制度利用の促進について、市町村の役割が規定されている。平成 30 年 4 月からは、所管が厚生労働省となり、成年後見制度の利用にむけた取り組みがすすむものと思われ、両市から成年後見制度に関する事業委託を受けている「ぱんじー」に求められる役割は、今後より多くなることが予想される。

成年後見制度利用促進法の基本理念として規定されている「成年被後見人等が成年被後見人等でない人と等しく基本的人権を有する個人として尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活の保障がされるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと」は、まさに、今まで「ぱんじー」が行ってきた成年後見制度に関する支援を中心にした権利擁護支援や意思決定支援に向き合い事業展開をしてきたことに共通するものがある。

甲賀市、湖南市において策定にむけた取り組みがはじまると思われる「市町成年後見制度利用促進基本計画(以下「市町計画」という。)」について、両市と協力して市町計画の策定に取り組んでいきたい。また、市町計画の中で、「ぱんじー」の果たす役割が明確になれば、計画の実現にむけて両市と協力していきたい。

#### II. 法人後見受任事業

法人が担っている後見受任については、引き続き適正に受任業務の遂行をはかる。今後、法人後見の受任件数を増やすかどうかについては、法人の受任審査会の意見を踏まえるとともに、I に掲げる「市町計画」が策定され、「ぱんじー」に求められる役割や、動向などが明確になる中で、両市と後見受任の方法について検討協議していきたい。

#### III. 具体的な事業内容

別紙事業計画

#### IV. 体制整備と人材確保、育成

I、II に掲げる方針を実行するには、それに応じた体制整備や質の高い人員の確保が必要である。今後、「ぱんじー」の果たすべき役割が明確になり、また、それらの事業を円滑に運営していくためには、それに見合った体制や人員の確保、育成が必要であり、その強化に取り組んでいきたい。